契約条項　GC-636(2)_210416

第 1 条(トータルサービスの定義)

トータルサービスとは、乙が甲に対して日本国内における乙所定のサービス地域内において機械の適切な操作方法を指導するとともに機械が正常に稼動し得るように第 10 条所定の保守サービスを行い、ドラム等の感光体(以下ドラムと総称する。)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ)を供給,交換することをいいます。

第 2 条(目的)

本契約は乙所定の条件で乙が甲に対してトータルサービスを提供し、甲がこれに対するトータルサービス料金を乙に支払うことを目的とします。

第 3 条(契約適用条件等)

1. 本契約の適用は、本契約の対象となる機械 3 台以上が甲における同一の事業所に設置されていることを条件とします。契約の対象となる機械およびこれらの設置場所は注文書に記載のとおりとします。
2. 甲は、本契約期間中、本契約に機械を追加または前項の条件内で機種を変更もしくは機械の一部を解約しても本契約を継続することができます。

第 4 条(契約期間)

1. 本契約期間は注文書に記載のとおりとします。ただし、本契約期間満了の 1 ヵ月前までに甲乙いずれか一方から相手方に対して書面により本契約を更新しない旨の申出がない場合、甲および乙は本契約を 1 年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。
   この場合、料金の計算期間は継続するものとし、更新日付において料金の精算はしないものとします。
2. 前項の契約期間(本契約が更新された場合、更新期間も含まれる)中、 注文書に記載するトータルサービス有効期限が到来した機械について、甲が保守サービスおよびドラム,消耗品等の供給を希望するときは、甲は機械 1 台毎に次の方式の中から選択するものとし、乙が甲の選択した方式を適用可能と判断した場合、乙はこれに従って実施します。
   (1) 乙所定の有料オーバーホールを実施したうえ、本契約を 3 年を限度として延長する。
   (2) 乙所定の再契約料金により 3 年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
   (3) スポット保守方式およびドラム,消耗品,部品の別売方式とする。
3. 契約期間(本契約が更新された場合、更新期間も含まれる)中において、甲が機械の占有を喪失した場合,機械を取得もしくは占有した法律上の原因が解除もしくは解約により終了した場合または第3条第1項の条件を満たさなくなった場合、本契約は終了するものとします。
4. 前項等により、本契約が終了し、 注文書に記載するトータルサービス有効期限が到来していない機械は、甲の選択により次のように扱うものとします。
   (1) 乙所定の料金によりトータルサービス有効期限を限度として別途新たなトータルサービス契約を締結する。
   (2) スポット保守方式およびドラム,消耗品,部品の別売方式とする。

第 5 条(トータルサービス料金および料金計算の方法)

1. トータルサービス料金は、注文書に記載する料金表のとおりとします。ただし、料金表に記載されている金額には、消費税は含まれず、甲は第 8 条に定めるところに従い、トータルサービス料金と併せて法令所定の消費税を乙に支払うものとします。
2. 第 3 条第 2 項により機械を追加もしくは解約または機種を変更した場合、乙所定の算式により基準コピー料金および基準コピー枚数を変更するものとします。

第 6 条(料金計算の締切日等)

トータルサービス料金計算の開始日,開始メーターカウントおよび締切日は注文書に記載のとおりとします。

第 7 条(メーター連絡票の送付)

甲は、毎締切日のメーターカウントを記入した機械のメーター連絡票を乙に送付するものとし、乙は、甲から受領したメーター連絡票に記載されたメーターカウントおよび注文書に記載する料金表にもとづきトータルサービス料金を計算します。

第 8 条(料金の支払)

1. 乙はトータルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に、法令所定の消費税を加算して甲に請求します。乙が請求する消費税額は、本契約にもとづき乙が発行する請求書に記載するトータルサービス料金その他甲の金銭債務の合計金額に法令所定の税率を乗じた金額(円未満は切捨)とします。
2. 甲はトータルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての金銭債務ならびにこれらの消費税について、乙の請求後 15 日以内に当該請求金額を乙に現金で支払うものとします。

第 9 条(操作方法の指導)

乙は、機械の操作方法を甲に指導します。

第 10 条(保守サービス)

1. 乙は機械が故障した場合、甲からの要請にもとづき技術員を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施します。故障修理時に乙が必要と認めた場合には機械の点検と調整を併せて行うことがあります。
2. 前項の故障修理時または点検調整時に機械の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属するものとします。
3. 作業の実施はすべて乙所定の営業時間内に限られます。甲のやむを得ざる事情により乙所定の営業時間外に作業を実施した場合、乙は甲に対して乙所定の料金を請求することができます。

第 11 条(適用除外)

次の各号のいずれかに該当して機械が故障,損傷し乙が前条の保守サービスを行った場合は、乙は第 5 条のトータルサービス料金のほかに機械の保守サービスに要する費用を甲に対して請求することができるものとします。

①乙の技術員以外の者による改造,修理,分解および加工
②乙への連絡なくしてなされた設置場所の変更
③乙指定以外の部品または乙推薦以外の消耗品等の使用
④乙所定の取扱説明書に記載された操作方法以外の方法による使用
⑤甲の責に帰すべき事由による行為
⑥火災,天災地変など乙の責によらざる事由
⑦部品の紛失
⑧その他通常の使用以外の原因による場合

第 12 条　(消耗品等の供給)

1. 乙は本契約締結後すみやかにドラム 1 本および適当数量の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。
2. 乙は乙の技術員の点検にもとづき、画質維持のためドラムを交換することがあります。

第 13 条(消耗品等の所有権)

1. ドラムおよび消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務もって保管し、通常の用法に従い使用します。
2. 甲はドラムおよび消耗品等を毀損したり、他に売却,譲渡,貸与するなど乙に損害をおよぼすおそれのある一切の行為をしないものとします。
3. 甲は前 2 項に違反し乙に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。

第 14 条　(消耗品等の流用の禁止)

1. 甲は乙が供給するドラムおよび消耗品等を契約対象機械以外の機械に流用しないものとします。
2. 甲は前項に違反し乙に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。

第 15 条(用紙)

甲は機械の使用にあたり、乙所定の標準仕様に適合した用紙を使用するものとします。

第 16 条(設置場所の変更)

甲は第 3 条の設置場所を変更する場合には、予め乙に通知するものとします。この場合、作業の実施は乙または乙の指定する者が行い、甲は移動,設置調整等、設置場所の変更に要する費用を乙に対して支払います。

第 17 条(権利義務の譲渡禁止)

甲が乙の事前の文書による承諾を得ずに本契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡または賃貸したときには、本契約は終了するものとします。

第 18 条(料金の改定)

第 5 条第 2 項の事由を除き、乙は、1 ヵ月前までに(ただし、甲が不利とならない場合は事前に)書面によって甲に通知することによりトータルサービス料金を改定することができます。

第 19 条(中途解約)

甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の 1 ヵ月前までに文書による通知によって相手方に予告しなければなりません。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合は、料金改定の通知後 10 日以内に文書によって通知することにより料金改定の前日をもって解約することができます。

第 20 条(期限の利益の喪失)

甲が次の各号のいずれか 1 つに該当した場合、乙は甲に対する通知により甲の債務の期限の利益を失わせることができるものとします。甲が期限の利益を失った場合、甲はその時現在負担する債務を即時履行します。

(1)本契約に違反したとき
(2)次の事由が生じたとき
① 差押,仮差押,仮処分,競売,破産,民事再生,会社更正手続の申立または公租公課の滞納処分
② 手形または小切手の不渡り処分
③ その他信用を著しく失墜したと認められる事由

第 21 条(解除)

甲が前条各号のいずれか 1 つに該当する場合、乙は甲に対する通知のみで本契約をただちに解除できるものとします。

第 22 条(免責)

乙は火災,水害,ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負わないものとします。

第 23 条(契約終了時の取り扱い)

本契約が中途解約,解除等により終了した場合、甲は乙に対してただちに残存消耗品等を返還し、かつ残債務の全額を即時支払うものとします。

第 24 条(反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。

2. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力するものとします。
3. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
4. 甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
5. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。

第 25 条(合意管轄)

本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第 26 条(協議事項)

本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定するものとします。

以上